

答申第 162 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 27 日付けで諮問された特定のスポーツ振興団体謝金及び旅費に関する文書不存在の件(諮問第 166 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、平成8年度から平成10年度までの特定のスポーツ振興団体謝金及び旅費に係る文書一式を管理していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成12年10月25日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 平成8年度から平成10年度までの特定のスポーツ振興団体(以下「振興団体」という。)謝金及び旅費(会議参加者謝金及び委員・職員旅費)に係る文書一式(以下「振興団体謝金等文書」という。)

イ 平成12年9月に振興団体に係る書類に手を加えた事実がある場合、その前後の文書一式(以下「振興団体書類に手を加えた文書」という。)

ウ 平成12年9月に国体旅費執行伺票・支出命令票に係る書類に手を加えた事実がある場合、その前後の文書一式(以下「国体旅費書類に手を加えた文書」という。)

(2) これに対し、教育委員会は、平成12年11月8日付けで、本件行政文書を管理していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

(3) 不服申立人は、平成12年11月27日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の存否について

ア 振興団体謝金等文書について、実施機関は、管理していないと説明す

るが、別の公開請求において振興団体の事業報告書一式及び運営費一式の文書を実施機関が管理していることを認めており、管理していないとの説明は誤りである。

イ 不服申立人は、振興団体謝金等文書については、振興団体が管理する文書ではなく、実施機関である教育委員会に対して教育委員会が管理する文書を公開請求したものである。

ウ 実施機関は、振興団体に対して補助金を支出しているのであるから、振興団体から事業報告書を取得しているはずであり、この事業報告書には振興団体謝金等文書が含まれていると考えられる。当該文書は補助金の交付等に関する規則及びスポーツ振興事業に係る補助金交付要綱により保存期間が5年とされているので存在するはずである。

エ 実施機関は、振興団体書類に手を加えた文書について、手を加えた事実がないことから存在しない旨説明するが、不服申立人は、諮問第159号の公開請求後に振興団体に関わっていた神奈川県職員数人が印鑑持参で県スポーツ会館に集合し、公文書の偽造を行ったことについてこれを目撃した関係職員から聞いており、手を加えた事実がないとの説明は誤りである。

(2) その他

実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。

4 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 振興団体謝金等文書について

ア 振興団体謝金等文書は、平成8年度から平成10年度までに振興団体が支出した謝金及び旅費に係る文書一式である。

イ 振興団体謝金等文書は、振興団体が管理する文書であり、振興団体は教育委員会とは別の組織である。

振興団体の業務は教育委員会の本来の業務ではないため、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき職務専念義務を免除（以下「職専免」と

いう。)されて業務を行っていた。

したがって、当該文書は、実施機関が管理する文書に当たらない。

ウ 不服申立人は実施機関が振興団体から取得した事業報告書に振興団体謝金等文書が含まれている旨主張するが、当該文書は既に別の公開請求で不服申立人に公開されており、本件公開請求の対象とは理解していない。

エ 以上のことから、振興団体謝金等文書を実施機関が管理していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

(2) 振興団体書類に手を加えた文書について

振興団体書類に手を加えた文書について、実施機関は、振興団体に係る文書に手を加えた事実がないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

(3) 国体旅費書類に手を加えた文書について

国体旅費書類に手を加えた文書について、実施機関は、国体旅費執行伺票・支出命令票に手を加えた事実がないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 振興団体謝金等文書について

ア 実施機関は、振興団体と教育委員会は別の組織であって、振興団体の業務に従事している実施機関の職員は職専免を受けてこれを行っていることから、振興団体謝金等文書を行政文書として管理していない旨説明している。

条例第3条は、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。

当審査会が調査したところ、振興団体は、県市町村の関係職員、体育・スポーツ関係団体の役職員、学識経験者等で構成されており、また、事務局職員についても実施機関の職員及び体育・スポーツ関係団体の職員等が従事していたことからすると、教育委員会とは別個の独立した団体であったと認められる。

そして、実施機関の職員が振興団体の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職専免を受けており、さらに振興団体の事務局は実施機関の事務室とは別の場所で業務を行っていた。

したがって、振興団体の文書は、実施機関が管理する行政文書とは別に振興団体の文書として管理されていたものと認められる。

イ 以上のことからすると、振興団体が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した文書とは認められない。

ウ また、不服申立人は、振興団体謝金等文書について、実施機関が振興団体に対し補助金を支出していることから、実施機関は振興団体から事業報告書を取得しているはずである旨主張している。

当審査会が調査したところ、実施機関は振興団体に対して平成 10 年度まで補助金を交付していたことに伴い、振興団体から事業報告書を取得していたが、これらの事業報告書について、不服申立人は、平成 12 年 8 月 9 日付けで「振興団体に係る事業報告書一式（平成 8 年度から平成 10 年度まで）」を公開請求し、既に平成 12 年 8 月 23 日付けで一部公開の決定を受けたことが認められる。

したがって、補助金を支出していたことに伴い実施機関が取得した事業報告書は、既に不服申立人に一部公開されており、一般に同一人がほぼ同時期に同じ行政文書を重ねて公開請求することは考え難いことからすると、実施機関がこれらの文書を、本件の公開請求には含まないものと解したことが不合理であるとはいえない。

エ 以上のことからすると、振興団体謝金等文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(3) 振興団体書類に手を加えた文書及び国体旅費書類に手を加えた文書につ

いて

不服申立人は、実施機関の職員が振興団体書類及び国体旅費書類に手を加えた旨主張しているが、当審査会は、振興団体書類及び国体旅費書類に実施機関が手を加えた事実があるかどうかについては、判断する立場にない。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 27 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 8 月 8 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 1 日 (第 26 回部会)	審議
9 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
11 月 20 日 (第 28 回部会)	審議
12 月 18 日 (第 29 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年2月12日現在)(五十音順)